

VI 産業廃棄物対策事業

1 産業廃棄物対策事業

(1) 概 況	67
(2) 排出事業所	68
(3) 産業廃棄物処理業者	69
(4) 産業廃棄物処理施設	71
(5) 産業廃棄物処理実績	72
(6) 監視パトロール業務	74

2 残土対策事業

(1) 概 況	76
(2) 特定事業許可等状況	77
(3) 指導状況	77
(4) 残土搬入状況	77

1 産業廃棄物対策事業

(1) 概 況

産業廃棄物は、工場や事業所の事業活動に伴い発生する廃棄物で「廃棄物処理法」により、燃え殻や汚泥等 20 種類が定められている。

また、産業廃棄物のうち、爆発性、毒性、感染性、その他人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれのあるものとして、「特別管理産業廃棄物」が定められている。

これらの産業廃棄物は、経済規模の拡大、産業活動の活性化及び生活様式の多様化に伴い、量的な増大とともに、質的にも多様化してきており、これらを適正に処理することは、社会経済活動のあり方やライフスタイルの見直しが必要であり、行政のみならず市民、事業者の主体的な取り組みや協力が不可欠である。

このような中、産業廃棄物を巡る状況は依然として厳しいものがあり、不法投棄をはじめとした不適正処理の増加や、最終処分場の残余容量のひっ迫など廃棄物を巡る様々な問題が指摘され、産業廃棄物処理全般に対する安全性、信頼性の確保が急がれている。

また、不法投棄等の不適正処理が、大きな社会問題になっていることから、土地所有者に対して、安易な土地提供を行わないよう啓発するとともに、平成 18 年 4 月に監視指導室を設け、監視体制の強化を図っている。

更に本市では、平成 23 年の廃棄物処理法の改正や各種リサイクル法の改正など法体系が複雑になったことや環境問題に取り組む事業者の増加など産業廃棄物を取り巻く状況が変化したことを踏まえ、環境関連法規の改正や産業廃棄物の排出処理状況等の変化に柔軟に対応し、適正な目標の設定と施策評価を行うために、従来の計画の枠組みを「指導方針」と「実施計画」の 2 部構成に改め、新たに「千葉市産業廃棄物処理指導方針」を平成 23 年 7 月に策定した。

この方針に基づき、広く市民に産業廃棄物処理への理解を求めるとともに、排出事業者には産業廃棄物の排出抑制、資源化、再生利用の推進、適正処理の確保に努めるよう啓発を行っている。

また、処理業者に対しては、収集・運搬、処分（中間処理・最終処分）等の基準等を厳守し、廃棄物を適正処理するよう指導していくとともに、不法投棄等の不適正処理に対しては、監視パトロールや監視カメラの設置及び現職の警察官の配置等により未然防止を図るとともに、行われた不適正処理に対しては、迅速かつ厳格に対応している。

(2) 排出事業所

廃棄物処理法では、産業廃棄物は排出事業者自らの責任で適正に処理しなければならないという「排出者責任」を原則としているため、排出事業所への立入検査を実施し、法令等の遵守状況を確認するとともに、自己処理責任に基づく産業廃棄物の排出抑制、減量化、再利用化等の指導を行っている。

また、「千葉市県外産業廃棄物の適正処理に関する指導要綱」に基づき、県外排出事業者に対し産業廃棄物の市内での最終処分（埋立処分）に関し、事前協議制を実施し、最終処分場の延命化、不法投棄の防止等を図っている。

この他、排出事業者自らが設置する廃棄物処理施設に関して、定期的に維持管理報告を求め、廃棄物の計画的な処理を指導している。

ア 排出事業所立入検査状況

項目 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
適正処理事業所数	50	64	61	29	14
不適正事業所数	114	46	54	63	36
改善命令	0	0	0	0	0
改善勧告	0	0	0	0	0
文書指導	2	4	10	9	29
口頭指導	112	42	44	54	7
立入検査事業所数	164	110	115	92	50

イ 県外産業廃棄物市内処分量

(単位：t)

項目 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず	16,434	8,337	21,569	30,323	17,736
廃プラスチック類	23,237	19,904	21,120	25,772	29,239
金属くず	5,582	5,099	8,730	8,773	8,579
がれき類	43,148	45,987	42,567	73,052	24,132
汚泥	44,264	39,328	63,043	43,551	12,824
木くず	19,215	21,633	30,905	26,998	23,267
廃油	594	552	556	365	124
その他	43,840	46,658	46,429	45,790	45,757
合計	196,314	187,498	234,919	254,624	161,658

(単位：件)

項目 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
事前協議数	10	10	11	10	22

※廃棄物再生事業者登録業者への搬入量は含まない。(平成25年要綱改正、中間処理は実績報告に代え、最終処分のみ事前協議)

ウ 排出事業者自ら設置する廃棄物処理施設の設置（変更）許可申請等件数

(単位：件)

項目 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
設 置 許 可	0	0	0	0	0
変 更 許 可	0	0	1	0	0
設 置 届 出	0	0	0	0	0
変 更 届 出	1	1	1	0	0

(3) 産業廃棄物処理業者

廃棄物処理法の規定により、産業廃棄物の処理を業として行おうとする者は、市長の許可を受けなければならない。処理業には、収集運搬業と処分業（中間処理業、最終処分業）があり、産業廃棄物収集運搬業、産業廃棄物処分業、特別管理産業廃棄物収集運搬業、特別管理産業廃棄物処分業の4種類に分類されている。

ア 産業廃棄物処理業許可件数

(単位：件)

項目 \ 年度		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収集運搬業	新規	産業廃棄物	3	1	0	1
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	0
	更新	産業廃棄物	3	13	11	7
		特別管理産業廃棄物	0	2	1	1
	変更	産業廃棄物	0	2	0	0
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	0
中間処理業	新規	産業廃棄物	0	2	1	1
		特別管理産業廃棄物	0	0	1	0
	更新	産業廃棄物	7	11	11	4
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	1
	変更	産業廃棄物	4	0	1	1
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	0
最終処分	新規	産業廃棄物	0	0	0	1
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	0
	更新	産業廃棄物	0	1	1	0
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	0
	変更	産業廃棄物	0	0	0	0
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	0
廃止		産業廃棄物	3	2	4	1
		特別管理産業廃棄物	0	0	0	1
変更届出等		産業廃棄物	135	113	104	112
		特別管理産業廃棄物	10	9	7	10

イ 産業廃棄物処理業許可業者総数

年度 項目		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
収集運搬業	産業廃棄物	169	38	33	28	23
	特別管理産業廃棄物	15	6	6	6	6
中間処理業	産業廃棄物	27	29	29	29	31
	特別管理産業廃棄物	1	1	2	2	2
収集・運搬業 中間処理業	産業廃棄物	21	21	20	20	19
	特別管理産業廃棄物	0	0	0	0	0
収集・運搬業 最終処分業	産業廃棄物	0	0	0	0	0
	特別管理産業廃棄物	0	0	0	0	0
中間処理業 最終処分業	産業廃棄物	1	1	2	2	2
	特別管理産業廃棄物	0	0	0	0	0
収集・運搬業 中間処理業 最終処分業	産業廃棄物	1	1	0	0	0
	特別管理産業廃棄物	0	0	0	0	0
最終処分業	産業廃棄物	1	1	1	1	2
	特別管理産業廃棄物	1	1	1	1	1
合 計	産業廃棄物	220	91	85	80	77
	特別管理産業廃棄物	17	8	9	9	9

ウ 「千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱」に基づく事前協議申請件数

千葉市廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づき、適正な廃棄物処理施設の設置、施設の適切な維持管理等の指導を行っている。

(単位：件)

年度 項目	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
新規申請	8	6	8	7	3
取下げ	0	0	0	0	0
審査継続中	3	2	2	3	2

エ 産業廃棄物処理業者育成事業

産業廃棄物処理業者の資質の向上及び産業廃棄物の適正処理の向上を図るため、産業廃棄物処理業者セミナーを年2回開催した（延べ参加者数 669 人）。

(4) 産業廃棄物処理施設

廃棄物処理法の規定により、政令で定める産業廃棄物処理施設を設置しようとする者は、市長の許可を受けなければならない。産業廃棄物処理施設には、処理業者が設置するものの他、排出事業者がその事業活動に伴い排出した産業廃棄物を自ら処理するために設置するものがある。産業廃棄物処理施設の設置状況は、次のとおりである。

年度	26年度		27年度		28年度		29年度		30年度	
設置主体 施設の種類の	排出 事業者	処理 業者	排出 事業者	処理 業者	排出 事業者	処理 業者	排出 事業者	処理 業者	排出 事業者	処理 業者
中間処理施設 (小計)	(10)	(48)	(10)	(50)	(10)	(48)	(10)	(49)	(10)	(49)
汚泥の脱水施設	7	3	7	3	7	3	7	3	7	3
汚泥の乾燥施設(機械)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の乾燥施設(天日)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
汚泥の焼却施設	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
廃油の油水分離施設	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
廃油の焼却施設	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
廃酸・廃アルカリの中和施設	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1
廃プラスチック類の破碎施設	0	9	0	9	0	9	0	10	0	10
廃プラスチック類の焼却施設	0	2	0	2	0	2	0	2	0	2
木くず又はがれき類の破碎施設	1	25	1	27	1	25	1	25	1	25
コンクリート固化化施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
水銀を含む汚泥のばい焼施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
シアン化合物の分解施設	1	0	1	0	1	0	1	0	1	0
P C B 廃棄物の焼却施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P C B 廃棄物の分解施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
P C B 廃棄物の洗浄施設	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他の焼却施設	1	2	1	2	1	2	1	2	1	2
最終処分場 (小計)	(1)	(7)	(1)	(6)	(1)	(6)	(1)	(7)	(1)	(6)
遮断型埋立処分場	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
安定型埋立処分場	0	4	0	4	0	4	0	5	0	4
管理型埋立処分場	1	3	1	2	1	2	1	2	1	2
合 計	11	55	11	56	11	54	11	56	11	55

(5) 産業廃棄物処理実績

産業廃棄物処理業者は、「千葉市廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行細則」の規定に基づき、1年間に取扱った廃棄物(市外発生分を含む)の処理実績を毎年市長に報告しなければならない。

ア 中間処理の実績

(ア) 種類別

(単位：千t)

項目 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
汚 泥	92	89	91	110	101
廃プラスチック類	202	95	90	86	91
木 く ず	130	130	130	140	144
ガラスくず、コンクリートくず 及び陶磁器くず	37	50	44	56	57
が れ き 類	623	613	547	521	509
そ の 他	178	173	177	167	171
合 計	1,262	1,150	1,079	1,080	1,073

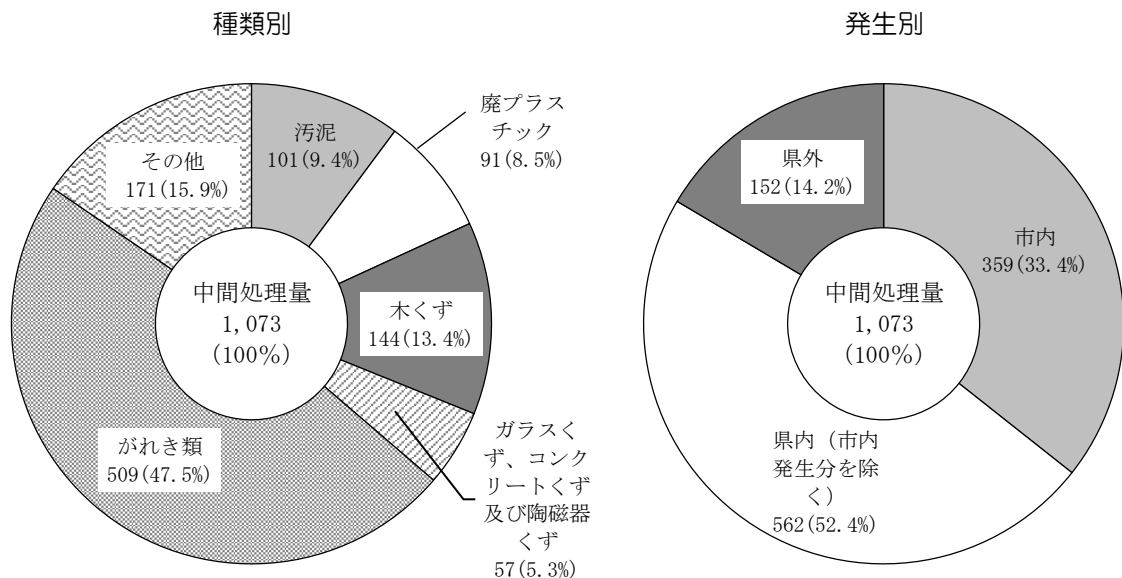
(イ) 発生別

(単位：千t)

項目 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市 内	453	465	403	385	359
県 内 (市内発生分を除く)	669	533	499	517	562
県 外	140	152	177	178	152
合 計	1,262	1,150	1,079	1,080	1,073

平成29年度中間処理の実績

(単位：千t)



イ 最終処分の実績

(ア) 種類別

(単位：千 t)

項目 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
汚 泥	9.4	5.7	6.3	5.9	7.4
廃プラスチック類	3.7	6.2	0.5	2.2	1.9
ガラスくず、コンクリートくず 及 び 陶 磁 器 く ず	21.9	15.8	3.1	19.7	25.4
が れ き 類	14.3	20.0	4.9	25.8	36.7
そ の 他	0.2	0.1	0.1	0.2	0.2
合 計	49.5	47.8	14.9	53.8	71.6

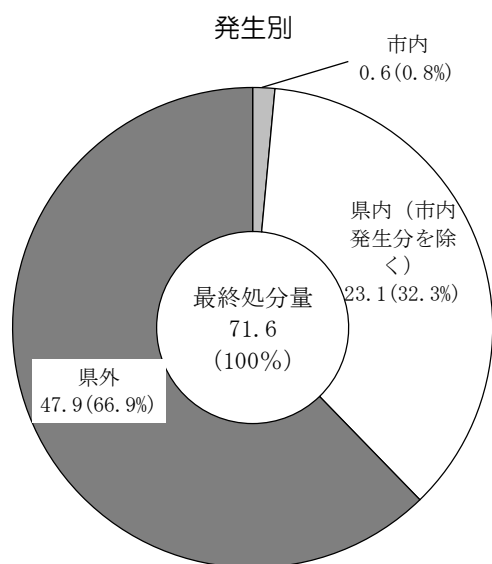
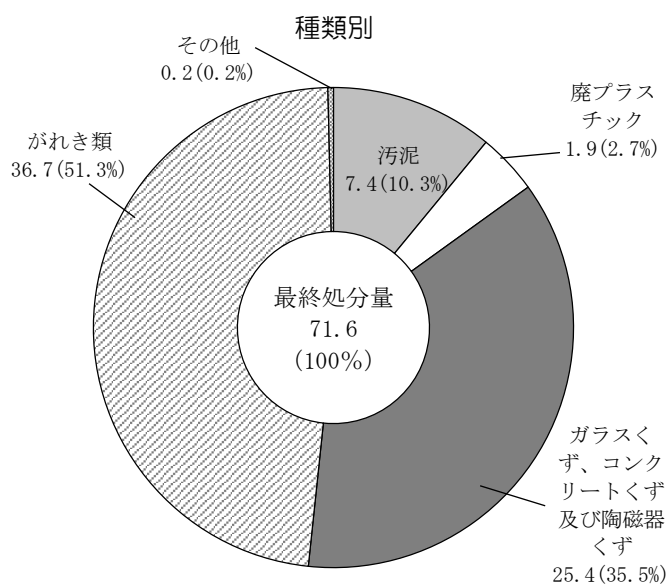
(イ) 発生別

(単位：千 t)

項目 \ 年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
市 内	0.4	0.7	0.3	0.8	0.6
県 内 (市内発生分を除く)	21.8	17.3	9.3	19.5	23.1
県 外	27.3	29.8	5.3	33.5	47.9
合 計	49.5	47.8	14.9	53.8	71.6

平成29年度最終処分の実績

(単位：千 t)



(6) 監視パトロール業務

産業廃棄物は、工場や事業場の事業活動に伴い発生する廃棄物で、経済規模の拡大や産業活動の活発化及び生活様式の多様化等に伴い、量的な増大とともに質的にも多様化している。

本市は、首都圏に位置し自動車専用道路等が整備されているため、他の都県からの産業廃棄物の流入が多く、不法投棄も依然として後を絶たない状況にある。

産業廃棄物の不法投棄は、休日・早朝・夜間等に山林などで人目を避けて行われる場合が多く、悪質・巧妙化している。

このため、職員による監視パトロールやヘリコプターによる空からのパトロール等に加え、平成2年6月から、千葉市廃棄物等不適正処理監視委員制度を設け、市民と連携して監視を行っている。

また、平成9年6月からは、民間警備会社への監視委託により、職員の監視が手薄となる夜間・休日等のパトロールを開始し、平成16年12月から郵便局と、平成29年10月からは千葉県タクシー協会千葉支部及び千葉県トラック協会千葉支部と廃棄物不法投棄情報の提供に関する連携を実施している。

さらに、産業廃棄物の不適正処理を発見し、迅速に対応するため、平成18年4月に新たに監視指導室を設け、平成22年7月から監視カメラを設置するなど監視体制の強化を図っている。

ア 監視パトロール体制

産業廃棄物の野焼行為や不法投棄等の不適正処理は、早期発見・早期対応が重要であることから、職員による監視パトロール及び民間警備会社委託監視パトロールのほか、廃棄物等不適正処理監視委員（WITH委員）からの情報提供等を基に、現場の改善や適正処理の指導を行っている。

(単位：件)

項目 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
職員による監視パトロール件数	2,335	2,039	2,806	2,612	2,665
民間警備会社委託監視パトロール件数	17,235	16,246	19,439	20,852	17,424
WITH委員通報件数	18	9	7	8	7

イ 不法投棄等不適正処理事案件数

年度 項目		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
産業廃棄物	不 法 投 棄	8(0)	7(0)	7(1)	9(4)	4(0)
	野 外 焼 却	7	2	1	4	0
	不 適 正 保 管	2	4	7	25	43
一般廃棄物	不 法 投 棄	2	1	0	0	7
	野 外 焼 却	0	2	0	2	7
	不 適 正 保 管	1	0	0	0	0
そ の 他		1	1	0	0	1
合 計		21	17	15	40	62

※()は、10t以上の不法投棄

ウ 監視指導状況

産業廃棄物の最終処分場及び中間処理施設等に対しては、立入検査により、施設の管理状況及び帳簿等の関係書類の検査を行い、廃棄物処理法等に基づく適正処理・処分状況を監視・指導している。

また、排出事業者及び処理業者等による、産業廃棄物の保管・収集・運搬・処分等に係る不適正処理に関しては、廃棄物処理法第18条に基づき必要な報告を求めるとともに、必要に応じて関係機関と連携した行政指導を行い、従わない処理業者については、許可の取消し等の行政処分等を行っている。

さらに、最終処分場による地下水汚染防止対策として、最終処分場内の観測井による地下水分析や廃棄物の調査を行っている。

(ア) 処理施設等の立入検査状況

項目 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
最 終 処 分 場	213	150	203	218	289
中 間 処 理 施 設	165	127	132	199	154
収集・運搬(積替・保管施設含む)	92	64	85	114	43
合 計	470	341	420	531	486

(イ) 行政処分、行政指導等の状況

年度 項目		26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
処 理 業 者 等 へ の 行 政 処 分	取消処分	2	0	1	0	1
	改善命令等	5	0	0	0	5
	計	7	0	1	0	6
処 理 業 者 等 へ の 行 政 指 導	警告	3	2	5	11	2
	文書指導	9	5	7	30	51
	計	12	7	12	41	53
排出事業者、処理業者等 による廃棄物処理法第 18条報告		3	2	0	0	7
告 発		0	0	0	0	0
行政代執行						

※ 行政代執行は平成26年3月10日終了

(ウ) 分析検査

項目 \ 年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度
廃棄物等の分析件数	0	0	0	2	9
水質等の分析件数	23	21	23	23	23

2 残土対策事業

(1) 概 況

本市は、都市化の進行に伴い、各種の公共事業や開発行為等が展開されており、建設発生土（いわゆる「残土」）が多く発生している。また、首都・東京に近く、比較的平坦な丘陵地が多いという本市の特性や道路網の整備に伴い、他都市から多くの残土が搬入され、埋立事業等が行われている。そのため、不適正な埋立て等による災害の防止及び事業区域周辺の生活環境の保全を図ることを目的として、昭和 63 年 4 月 1 日に「残土等による土地の埋立て、盛土及びたい積の規制に関する条例」（以下「残土条例」という。）を制定し、事業施行者等に適正処理の推進について指導を行ってきた。

その後、平成 9 年 9 月に残土条例を全部改正し、新たに土砂等の安全基準を定めた「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例」（以下「土砂条例」という。）を平成 10 年 1 月 1 日に施行した。これにより、土壌汚染を防止するための規制が加わることとなり、また、土砂等の埋立て等の区域の面積が 500 ㎡以上の事業（以下「特定事業」という。）については許可が必要となった。

その後、土地所有者への責務の強化や事業者への規制の強化を図り、埋立て等により発生する生活環境保全上の支障を未然に防止するため、土砂条例の一部を改正（平成 15 年 10 月 1 日施行）、特定事業区域の面積を 500 ㎡以上から 300 ㎡以上に強化するとともに、隣接事業の合算規定を明確にするなど規制の強化を図る一方、他法令に基づいた許可の取得を伴う事業は届出制とするなどの改正を行った。（平成 22 年 10 月 1 日施行）

さらに、平成 29 年 3 月に、暴力団員等の排除及び住民に対する説明会開催の義務化を目的とした改正を行った。（平成 29 年 7 月 1 日施行）

土砂条例ではこれらの規定の他、事業対象地に隣接する土地の所有者等からの同意取得や命令違反者からの申請禁止及び名義貸しの禁止を定め、悪質な事業者からの申請を排除している。また、許可・届出事業者には、土砂等の発生元の証明と地質検査結果の届出、定期的な地質検査及び排水検査結果の報告、地域住民等利害関係人への関係書類の縦覧の実施等を義務付けている。なお、土地所有者には、当該事業の施工の状況を定期的に把握することが義務付けられ、土壌の汚染や災害の発生の恐れがあるときは、事業者に対し当該事業の中止の要求等の必要な措置を講ずることが定められている。

土砂等の埋立て等の許可申請にあたっては、「千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱」により事前協議制を設けている。事前協議では、許可申請前に事業場周辺の住民等を対象とした説明会の開催、隣接地の土地所有者の同意を求めているほか、市関係課等と共同で現地調査を実施したうえで関係課等の指示事項が全て満たされた段階で許可申請を受け付けている。

しかし、特定事業は住宅地周辺で行われることもあることから、市民の生活環境を保全するため、市では監視パトロールを行うとともに、許可事業場等の定期的な立入検査や必要に応じて搬入土砂等の採取分析等を行い、土砂等の埋立て等の事業について監視を実施している。

なお、千葉県では平成 31 年 4 月 1 日より「千葉県再生土の埋立て等の適正化に関する条例」を施行し、千葉市内においても面積 500 ㎡以上の再生土の埋立て等を行う事業については、事前に県への届出が義務付けられた。

(2) 特定事業許可等状況

(単位：件)

項目 \ 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
土砂条例事前協議申請件数		4	10	4	3	3
許可等の件数	許可	3	9	7	4	3
	届出	16	18	16	17	18
事業終了件数		32	25	13	20	22

(3) 指導状況

(単位：件)

項目 \ 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
監視パトロール件数		1,105	676	715	552	750
行政措置	勸告	0	1	3	1	0
	命令	0	0	0	0	1
告発		0	0	0	0	0
土砂等の分析件数		2	3	1	3	1

(4) 残土搬入状況

(単位：m³)

項目 \ 年度		26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度
市 内		77,048	164,791	70,917	42,551	36,496
県 内 (市内発生分を除く)		93,404	66,012	48,395	37,309	60,585
県 外		14,217	15,010	52,306	11,236	19,463
合 計		184,669	245,813	171,618	91,096	116,544